

薬 第 72 号  
令和3年 4月14日

一般社団法人茨城県医師会長 殿  
各市町村新型コロナウイルスワクチン接種体制構築担当部長 殿

茨城県保健福祉部長

### 新型コロナウイルスワクチンの接種優先順位等の緩和について

日頃から本県の感染症対策の推進について、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

先日、新型コロナウイルスワクチンの接種優先順位等の緩和について、本県から河野新型コロナウイルスワクチン接種担当大臣へ要望した結果を踏まえ、下記のとおり接種の優先順位等を緩和することとしたので、お知らせします。

河野大臣からは、接種を進める上で、安全上の必須事項（トレーサビリティ：接種情報の記録と管理）は守っていただいた上で、自治体の判断と責任で柔軟な対応をお願いしたいとの話がありましたので、各市町村におかれてはその点を御承知いただきますようお願いいたします。また、茨城県医師会におかれましては、本通知について各郡市医師会にお知らせいただくとともに、各市町村における接種体制構築に御協力いただきますよう、お願いいたします。

今回の接種優先順位の緩和を踏まえ、本県における接種優先順位は、クラスター対策の観点から以下のとおりとします。各市町村、各郡市医師会におかれましては、これまでの接種計画に急な変更が生じ、誠に恐れ入りますが、できる限り以下の順位に沿った接種をお願いいたします。なお、上位順位の接種に大きな遅れが生じなければ、下位順位の接種を同時並行で行うことは差し支えありません。

- ① 高齢者施設の入所者（64歳以下含む）及び従事者
- ② 障害者施設の入所者（64歳以下含む）及び従事者
- ③ 介護サービス等を利用していない65歳以上の高齢者  
（市町村の実情に応じて、高齢者向け居宅サービス事業所等の利用者（64歳以下含む）・従事者、訪問系の障害福祉サービス事業所等の利用者（64歳以下含む）・従事者の同時期の接種も可）  
※別添の「65歳以上の高齢者と同時期の接種対象者について」を御参照ください。

また、ワクチンの有効利用のため、下記6のとおり御対応をお願いいたします。

## 記

### 1 高齢者施設入所者・従事者の接種順位の緩和等

- ・ 高齢者施設に入所する 64 歳以下の入所者についても、65 歳以上の入所者と同時期に、高齢者施設で接種可能とします。
- ・ 接種にあたっては、高齢者施設の従事者と同様に、高齢者施設が接種を希望する 64 歳以下の入所者の優先接種予定者リストを作成のうえ市町村に提出し、高齢者施設が所在する市町村がリストをもとに接種券付き予診票を発行してください。
- ・ また、高齢者施設の従事者はこれまで、施設内でのみ入所者と同時接種が可能でしたが、入所者の付き添いの場合等、施設単位での効率的な接種ができる場合は、接種場所は施設内に限らないこととします。

### 2 障害者支援施設等の入所者・従事者の接種順位の緩和等

- ・ 64 歳以下の障害者支援施設等の入所者・従事者についても、65 歳以上の高齢者と同時期に、接種可能とします。
- ・ 接種場所は、障害者支援施設等や障害福祉サービス事業所等への巡回接種のほか、市町村が設ける会場における接種、自身で医療機関を受診して接種すること等が考えられます。
- ・ 接種にあたっては、高齢者施設の従事者と同様に、障害者支援施設等が、接種を希望する入所者・従事者の優先接種予定者リストを作成のうえ市町村に提出し、障害者支援施設等が所在する市町村が、リストをもとに接種券付き予診票を発行してください。
- ・ また、障害者支援施設等の従事者は、入所者の付き添いの場合等、施設単位での効率的な接種ができる場合は、接種場所は施設内に限らないこととします。

### 3 高齢者施設に併設等されている居宅サービス事業所等の利用者・従事者の接種について

- ・ 高齢者施設に併設等されている居宅サービス事業所等の 64 歳以下の利用者、居宅サービス事業所等の従事者についても、65 歳以上の高齢者と同時期に、高齢者施設で接種可能とします。
- ・ また、通所サービス利用者はこれまで、施設が利用者の住民票所在地の場合のみ接種可となっていましたが、住民票所在地外の施設での接種も可とします。
- ・ 高齢者施設に併設等されている居宅サービス事業所等の従事者は、利用者の付き添いの場合等、施設単位での効率的な接種の場合は、接種場所は施設内に限らないこととします。

- ・接種にあたっては、高齢者施設の従事者と同様に、居宅サービス事業所等が、接種を希望する64歳以下の利用者、居宅サービス事業所等の従事者の優先接種予定者リストを作成のうえ市町村に提出し、居宅サービス事業所等が所在する市町村が、リストをもとに接種券付き予診票を発行してください。

#### 4 高齢者施設に併設等されていない居宅サービス事業所等の利用者・従事者、訪問系の障害福祉サービス事業所等の利用者・従事者の接種順位について

- ・高齢者施設に併設等されていない単独の居宅サービス事業所等の64歳以下の利用者、単独の居宅サービス事業所等の従事者、64歳以下の訪問系の障害福祉サービス事業所等の利用者、従事者の接種順位は、基本的には国が示している従来どおりの順位とします。
- ・ただし、市町村の実情に応じて、実施可能であれば65歳以上の高齢者と同時期の接種も可能とします。

#### 5 施設類型変更の要件緩和について

- ・令和3年4月2日付け厚生労働省健康局健康化予防接種室事務連絡「ワクチンの使用用途制限の緩和等について」において、V-SYSで施設類型を連携型接種施設/サテライト型接種施設と基本型接種施設、相互に変更する際、施設類型変更後にワクチンを受け取るまでにワクチンの在庫がなくなることを条件とする形に要件が緩和されました。
- ・これについて、施設類型変更後、新たにワクチンを受け取る時点で、結果として必ずワクチンの在庫がゼロでなければならない、ということはないということを確認しましたので、各市町村におかれてはワクチンの在庫がなくなる見込みがあれば、柔軟に御対応ください。

#### 6 その他

- ・国からのワクチン供給量が限られている中、各市町村、各医療機関におかれては取り扱いが難しいファイザー社製ワクチンを、できる限り無駄なく活用いただくため御尽力いただいているところです。
- ・ファイザー社製ワクチンは1バイアルが5～6回接種分であり、各接種施設における余りが生じやすくなっています。つきましては、本県においては、ワクチンの廃棄をできる限りなくすために次のような柔軟な御対応をお願いいたします。

(例)

- ・高齢者施設等における接種でワクチンの余りが生じることが想定される場合、ワクチンの余りが出る施設から連絡のうえ、別の高齢者施設等の未接種の従事者が、当該ワクチンの余りが出た施設で接種を受ける。

- ・その他、市町村の実情に応じて、これらに準じるワクチンを有効利用する方法。

茨城県新型コロナウイルスワクチン接種チーム

担当：長洲、鈴木

[TEL:029-301-5294](tel:029-301-5294)

e-mail: [yobo7@pref.ibaraki.lg.jp](mailto:yobo7@pref.ibaraki.lg.jp)

65歳以上の高齢者と同時期の接種対象者について

| 接種<br>優先順位 | サービスの種類            | 施設の形態             | 高齢者施設等での優先接種の可否               |   |   |
|------------|--------------------|-------------------|-------------------------------|---|---|
|            |                    |                   | 65歳以上の利用者                     | 64歳以下の利用者                                   | 従事者   |
| ①          | 施設サービス (特養、老健 等)   |                   | 可                             | 可<br>(接種券付き予診票)                             | 可 (特例)<br>(入所者の付き添いの場合等、<br>施設単位での効率的な接種の場合は<br>外部の医療機関でも接種可) |
| ③<br>(併設①) | 通所サービス (デイサービス 等)  | 施設サービス事業所<br>と併設等 | 可<br>(住民票所在地外の<br>施設でも接種可とする) | 可<br>(接種券付き予診票)<br>(住民票所在地外の<br>施設でも接種可とする) | 可 (特例)<br>(利用者の付き添いの場合等、<br>施設単位での効率的な接種の場合は<br>外部の医療機関でも接種可) |
|            |                    | 単独事業所             | (医療機関で接種)<br>※ 2              | ※ 1   | ※ 1   |
| ③<br>(併設①) | 短期入所サービス (ショートステイ) | 施設サービス事業所<br>と併設等 | 可                             | 可<br>(接種券付き予診票)                             | 可 (特例)<br>(利用者の付き添いの場合等、<br>施設単位での効率的な接種の場合は<br>外部の医療機関でも接種可) |
|            |                    | 専門施設              | (医療機関で接種)<br>※ 2              | ※ 1   | ※ 1   |
| ③<br><br>③ | 訪問サービス (訪問介護 等)    | 施設サービス事業所<br>と併設等 | (医療機関で接種)                     | ※ 1   | 可 (特例)<br>(利用者の付き添いの場合等、<br>施設単位での効率的な接種の場合は<br>外部の医療機関でも接種可) |
|            |                    | 単独事業所             | (医療機関で接種)                     | ※ 1   | ※ 1   |
| サービスの種類    |                    | 障害者施設等での接種の可否     |                               |   |   |
|            |                    |                   | 65歳以上の利用者                     | 64歳以下の利用者                                   | 従事者   |
| ②<br><br>③ | 障害者施設              | 入所・居住             | 可                             | 可<br>(接種券付き予診票)                             | 可 (特例)<br>(入所者の付き添いの場合等、<br>施設単位での効率的な接種の場合は<br>外部の医療機関でも接種可) |
|            |                    | 訪問系サービス           | (医療機関で接種)<br>※ 2              | ※ 1   | ※ 1   |

※1: 市町村の実情に応じて、実施可能であれば65歳以上の高齢者と同時期の接種も可。

※2: 市町村の実情に応じて、実施可能であれば事業所等での接種も可。

● 接種券付き予診票で接種する者は、「新型コロナワクチン接種記録書」を交付し、接種回数等を管理する。